

## 第5節 廃棄物対策、リサイクル

### 1 一般廃棄物の現況

#### (1) ごみ処理

循環型社会の構築に向けた取組として、「秋田県廃棄物処理計画」(平成14年5月策定)において、平成22年度までに県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量を890グラムに、リサイクル率を24.1%にする目標値を掲げ、その実現に向けて、「ごみゼロあきた推進会議」の開催や「マイ・バッグ・キャンペーン」の展開、地域活動の中核となるリサイクルリーダーの育成や全県一斉のクリーンアップ活動の実施など、県民参加による実践活動の促進を図っています。

平成14年度において一般廃棄物として排出されたごみの処理状況は、図37のとおりで、排出量は46万8千トンとなっており、前年度と比べ約3千トン増加しました(図38)。

これは、県民が一人一日当たり1,077グラムを排出したことになり、前年度に比べ11グラム増加したことになります。また、リサイクル率は20.3%となり、2.9ポイント伸びています(図39・40)。

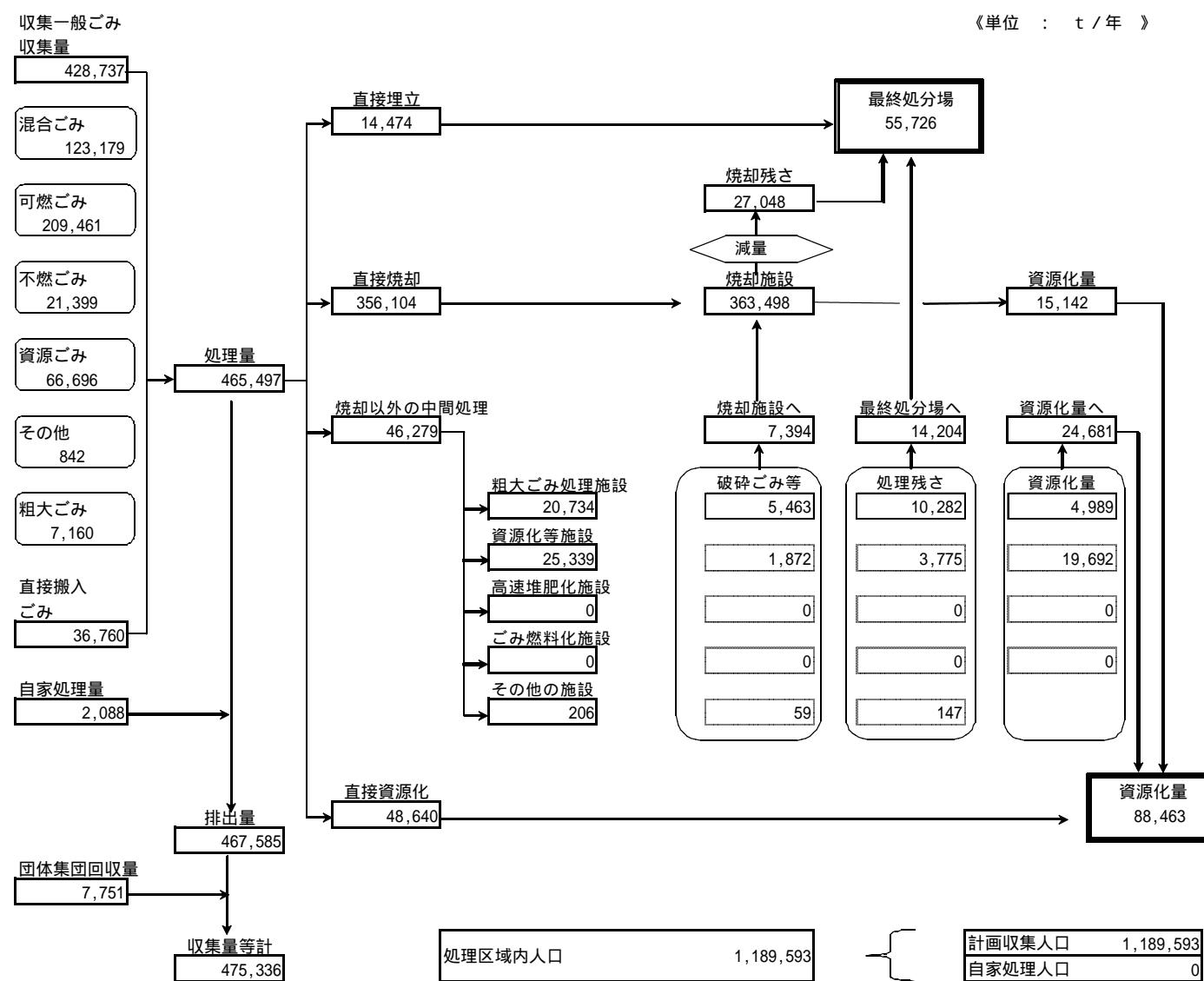
一方、ごみの処理に要する費用は、建設費が少なくなったことから約169億円(1トン当たり36,200円)で、ここ数年の増加傾向から減少に転じています。26市町村では、財政負担の軽減などを図るため家庭系ごみの処理を有料化しています(図41)。

市町村及び一部事務組合が設置するごみ処理施設は、焼却処理施設や粗大ごみ処理施設などの中間処理施設が図42のとおり38施設、最終処分場が46施設整備されています。市町村及び一部事務組合は、これらの施設を適正に維持管理するとともに、高度な処理機能を有する大規模施設への集約化を計画的に進めています。

また、市町村では、容器包装リサイクル法に基づく「分別収集計画」を策定し、分別収集体制の充実を図っていますが、その状況は、表88のとおりであり、リサイクルの推進に不可欠な資源化等を行う施設の整備状況は、表89のとおりです。

家電リサイクル法に基づく4品目(エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、洗濯機)のリサイクルについては、メーカーによる指定引取場所の設置など、その円滑な推進に向けた体制の整備が図られています。

図37 ごみの処理状況



項目	算定値
排出量	467,585 t/年
収集量	428,737 t/年
処理量	465,497 t/年
1日当たりの排出量	1,281 t/日
1日当たりの収集量	1,175 t/日
1日当たりの処理量	1,275 t/日
1人1日当たりの排出量	1,077 g/人・日
1人1日当たりの収集量	987 g/人・日
1人1日当たりの処理量	1,072 g/人・日
資源化率	19.0 %
リサイクル率	20.3 %
ごみ減量処理率	86.4 %
ごみ直接焼却率	76.5 %
資源化等の中間処理率	9.9 %
処理率(人口ベース)	100 %
処理率(処理量ベース)	99.6 %
ごみ処理経費	16,874,125 千円
1人当たりの処理経費	14,200 円
トン当たりの処理経費	36,200 円
市町村数	69
市	9
町	50
村	10
一部事務組合	18

資料:平成14年度一般廃棄物処理事業実態調査

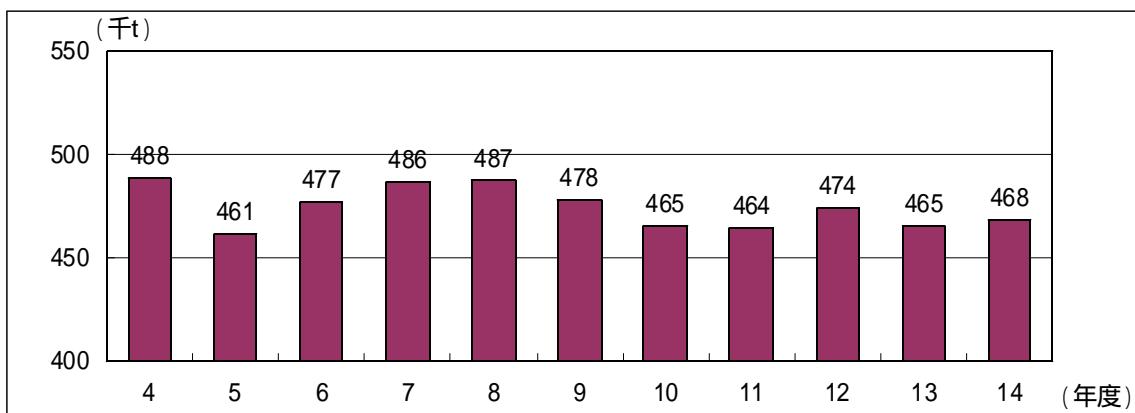


図38 ごみ排出量

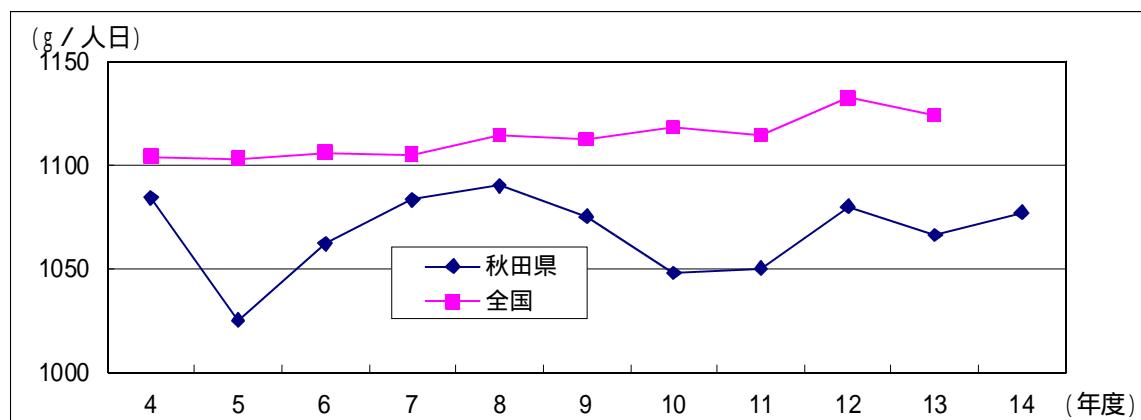


図39 一人一日当たりの排出量

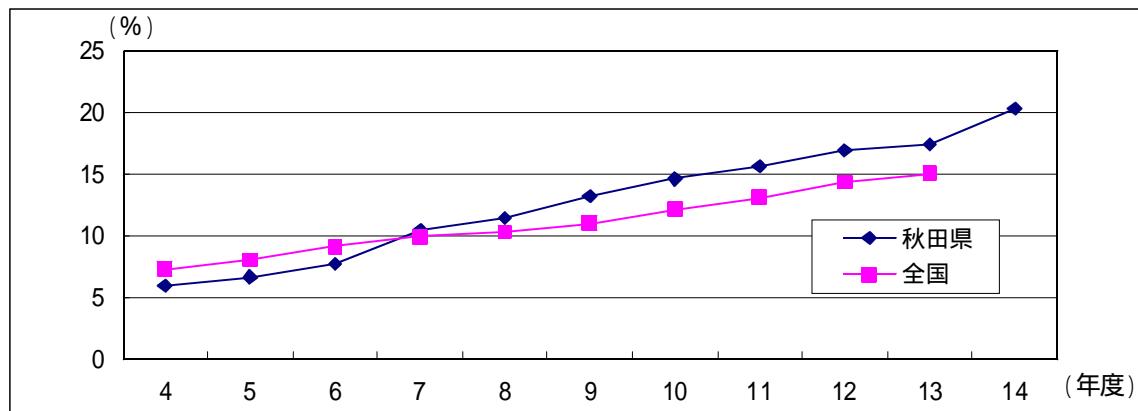


図40 リサイクル率

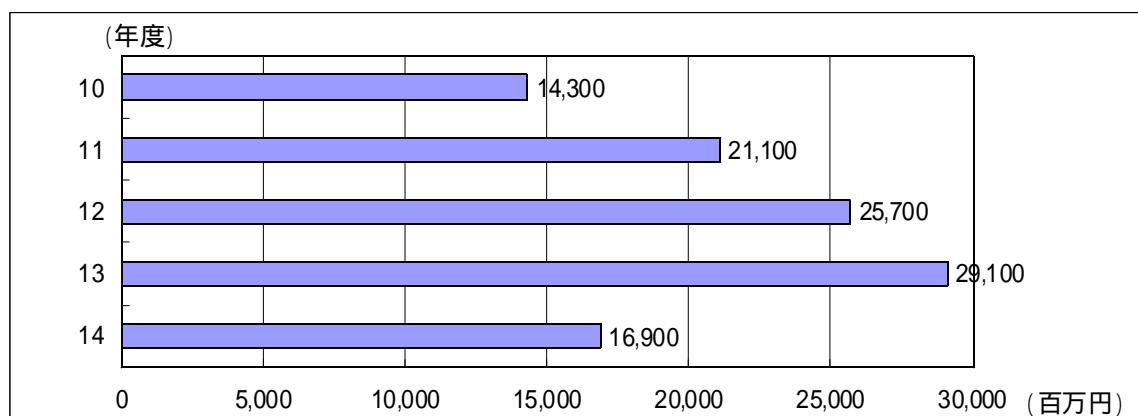


図41 ごみ処理費用

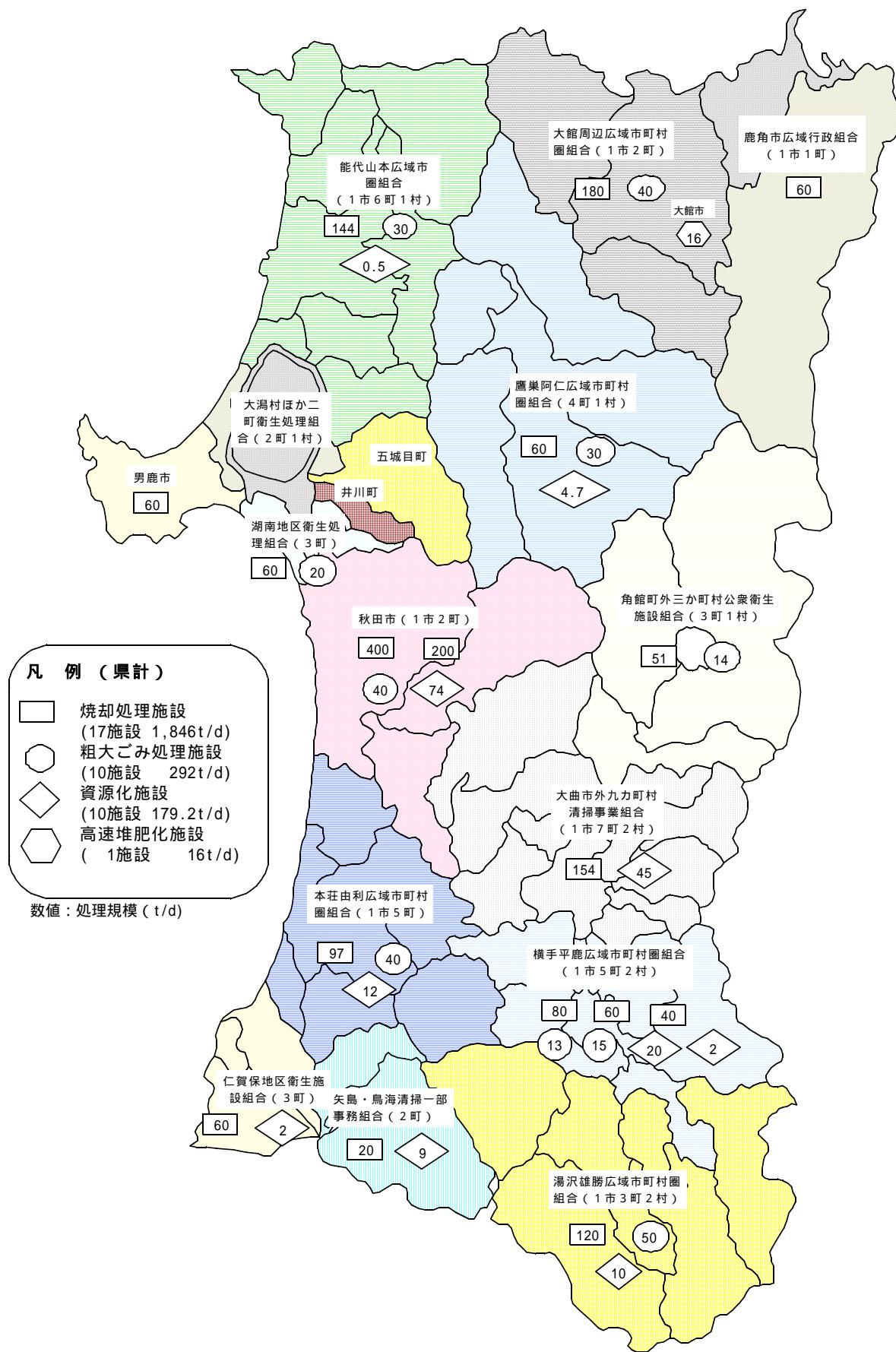


図42 ごみ処理施設の広域整備状況（平成16年4月現在）

表88 市町村における分別回収の取組状況

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	市町村数	実績量(t)	市町村数	実績量(t)	市町村数	実績量(t)	市町村数	実績量(t)
無色ガラス	33	2,873	37	2,884	49	2,985	58	2,937
茶色ガラス	34	3,601	39	3,616	50	4,242	60	4,276
その他ガラス	37	2,203	39	1,953	50	1,581	57	1,505
ペットボトル	27	1,519	39	1,749	50	1,950	58	2,266
その他紙	0	0	0	0	0	0	0	0
その他プラスチック	3	100	3	195	3	185	5	203
白色トレイ	6	30	6	26	6	25	6	23
スチール缶	60	6,995	61	6,348	66	6,035	67	5,643
アルミ缶	60	1,630	61	1,718	66	1,985	67	2,005
紙容器	8	30	9	28	9	24	10	23
段ボール	29	2,297	36	3,341	41	3,126	50	3,755

表89 資源化等を行う施設の整備状況

管理者	施設名	使用開始年	処理施設	処理能力(t/日)
鷹巣阿仁広域市町村圏組合	クリーンリサイクルセンター	平成12年	選別、圧縮梱包	4.7
能代市	能代市リサイクルセンター	平成11年	選別、圧縮梱包	0.5
秋田市	秋田市リサイクルプラザ	平成11年	破碎、圧縮	74
本荘由利広域市町村圏組合	第2事業所リサイクル施設	平成13年	選別、圧縮梱包	12
仁賀保地区衛生施設組合	リサイクル施設	平成6年	選別、圧縮梱包	2
矢島鳥海清掃一部事務組合	矢島鳥海清掃センター	平成11年	選別、圧縮梱包	9
大曲市外九ヵ町村清掃事業組合	リサイクルプラザ	平成15年	選別、圧縮梱包	45
横手平鹿広域市町村圏組合	東部リサイクル工場	平成3年	選別	20
横手平鹿広域市町村圏組合	ペットボトル等処理センター	平成12年	圧縮梱包	2
湯沢雄勝広域市町村圏組合	リサイクルプラザ	平成9年	選別、圧縮梱包	10

## (2) し尿処理

平成14年度のし尿処理の状況は、図43、図44及び図45のとおりであり、し尿処理施設における処理費用は約35億円（1kℓ当たり6,220円）となっています。

水洗化率は、57.1%であり、流域下水道、公共下水道及び浄化槽の普及によりわずかながら年々増加傾向にあります。また、市町村及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は図46のとおり21施設、1,875kℓ/日の規模を有し、収集量は1,541kℓ/日となっています。

市町村等においては、財政負担の軽減を図るためにも現有施設の維持管理の徹底、老朽化に伴う施設の更新又は増補改良、建設費やランニングコストの低減、あるいは処理方式の高度化等について検討し、長期的観点に立って広域的、計画的に施設の整備を行う必要が生じています。

平成15年度末の浄化槽の設置基數は、表90のとおり65,473基に達し、前年と比べて5.3%（3,303基）増加しています。

処理方式では、単独処理と合併処理の割合は各々65.0%、35.0%となっており、合併処理の比率が年々高まっています。

図43 し尿の処理状況

人口状況(単位:人)

処理区域内人口	水洗化人口	公共下水道人口 411,035
	非水洗化人口	679,566
計画収集人口	浄化槽人口 154,582	(C) 単独處理 し尿 589 自家處理 浄化槽汚泥 0 計 589
	合併處理 113,949	(D) 下水道投入 し尿 431 浄化槽汚泥 0 計 431
自家處理人口	農村還元 268,531	(E) 農村還元 し尿 0 浄化槽汚泥 379 計 379
	海洋投入 508,872	(F) 海洋投入 し尿 0 浄化槽汚泥 0 計 0
自家處理人口	その他 1,155	(G) その他 し尿 0 浄化槽汚泥 0 計 0
	し尿処理施設 510,027	(H) し尿処理施設 し尿 393,204 浄化槽汚泥 168,505 計 561,709

処理系統(単位:kl/年)

収集量			
(A) し尿	393,635	合計	562,519
(B) 浄化槽汚泥	168,884		
(C) 単独處理 し尿	589	計	589
自家處理 浄化槽汚泥	0		
処理方法			
(D) 下水道投入 し尿	431	計	431
浄化槽汚泥	0		
(E) 農村還元 し尿	0	計	379
浄化槽汚泥	379		
(F) 海洋投入 し尿	0	計	0
浄化槽汚泥	0		
(G) その他 し尿	0	計	0
浄化槽汚泥	0		
(H) し尿処理施設 し尿	393,204	計	561,709
浄化槽汚泥	168,505		
合計			563,108

単位:kl

項目	値	算定式
水洗化率	57.1%	/
公共下水道水洗化率	34.6%	/
浄化槽水洗化率	22.6%	/
合併処理浄化槽水洗化率	9.6%	/
非水洗化率	42.9%	/
計画収集率	42.8%	/
自家処理率	0.1%	/
処理率	99.8%	/
汚水衛生処理率	44.1%	( + ) /
自家処理率(非水洗化人口当たり)	0.2%	/
し尿収集量	393,635	A
収集量合計	562,519	A + B
排出量合計	563,108	A + B + C
処理量	562,519	D+E+F+G+H
一日当たり収集量	1,541	(A + B) / 365
一日当たり排出量	1,543	(A+B+C)/365
一人一日当たりのし尿収集量 (kg/日・人)	2.12	A/ /365
浄化槽汚泥を含む一人一日当たり収集量(kg/日・人)	3.02	(A+B)/ /365
処理経費(千円)	3,499,056	
1kl当たりの処理経費 (円 / kl)	6,220	処理経費/(A+B)

\* 端数は四捨五入で計算

資料:平成14年度一般廃棄物処理事業実態調査

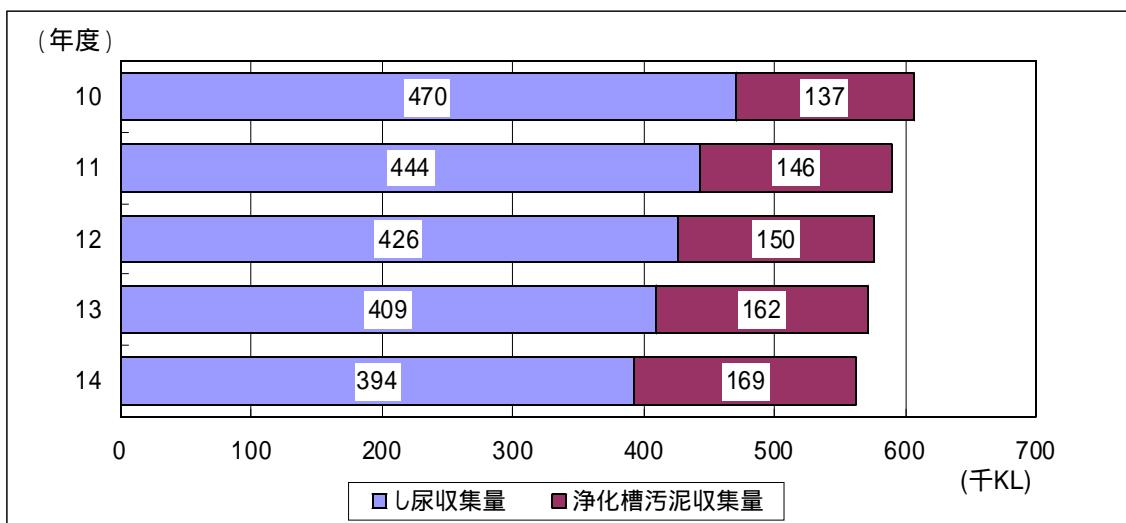


図44 し尿処理の状況

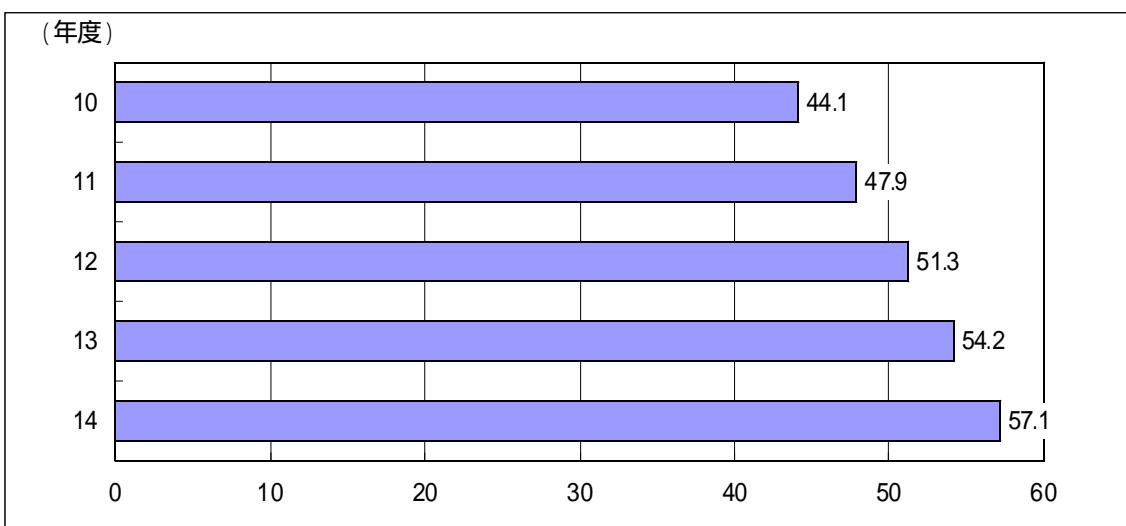


図45 水洗化率の推移

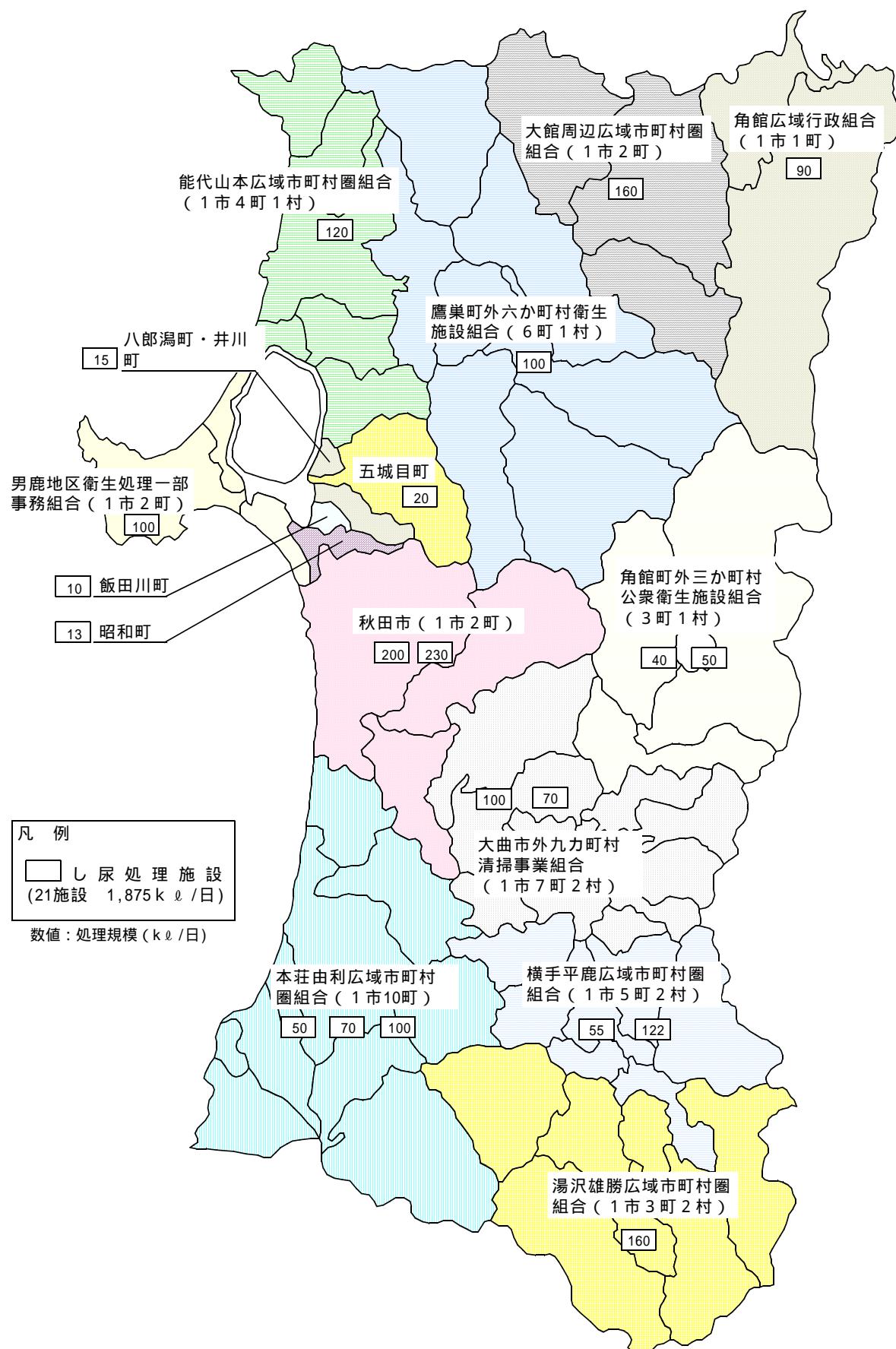


図46 し尿処理施設の広域処理整備状況(平成16年4月現在)

表90 処理人槽別浄化槽設置基数の推移

年 度	単 独 合併別	20人 以下	21人 ~ 100人	101人 ~ 200人	小 計	201人 ~ 300人	301人 ~ 500人	小 計	501人 ~ 1,000人	1,001人 以上	合 計	構成比率
6	単 独	27,676	6,655	483	34,814	168	119	287	7	2	35,110	87.9%
	合 併	3,113	659	469	4,241	229	184	413	106	56	4,816	12.1%
	計	30,789	7,314	952	39,055	397	303	700	113	58	39,926	100.0%
7	単 独	29,682	6,845	483	37,010	166	114	280	6	2	37,298	86.1%
	合 併	4,162	723	501	5,386	237	194	431	115	67	5,999	13.9%
	計	33,844	7,568	984	42,396	403	308	711	121	69	43,297	100.0%
8	単 独	30,877	6,848	482	38,207	163	110	273	6	2	38,488	83.3%
	合 併	5,759	803	509	7,071	223	223	446	124	70	7,711	16.7%
	計	36,636	7,651	991	45,278	386	333	719	130	72	46,199	100.0%
9	単 独	32,740	6,991	493	40,224	161	111	272	8	2	40,506	81.5%
	合 併	7,113	897	525	8,535	243	212	455	129	78	9,197	18.5%
	計	39,853	7,888	1,018	48,759	404	323	727	137	80	49,703	100.0%
10	単 独	34,130	7,026	481	41,637	159	106	265	3	2	41,907	79.5%
	合 併	8,633	952	544	10,129	247	220	467	136	84	10,816	20.5%
	計	42,763	7,978	1,025	51,766	406	326	732	139	86	52,723	100.0%
11	単 独	35,091	7,064	477	42,632	156	103	259	3	3	42,897	77.1%
	合 併	10,446	1,022	552	12,020	248	224	472	142	88	12,722	22.9%
	計	45,537	8,086	1,029	54,652	404	327	731	145	91	55,619	100.0%
12	単 独	35,576	7,061	475	43,112	151	101	252	2	2	43,368	74.5%
	合 併	12,419	1,131	564	14,114	254	228	482	143	97	14,836	25.5%
	計	47,995	8,192	1,039	57,226	405	329	734	145	99	58,204	100.0%
13	単 独	35,126	6,987	467	42,580	149	100	249	2	2	42,833	71.1%
	合 併	14,872	1,209	575	16,656	255	230	485	145	98	17,384	28.9%
	計	49,998	8,196	1,042	59,236	404	330	734	147	100	60,217	100.0%
14	単 独	34,560	6,892	464	41,916	140	99	239	1	1	42,157	67.8%
	合 併	17,399	1,292	585	19,276	259	235	494	142	101	20,013	32.2%
	計	51,959	8,184	1,049	61,192	399	334	733	143	102	62,170	100.0%
15	単 独	34,911	6,926	463	42,300	143	99	242	2	1	42,545	65.0%
	合 併	20,203	1,392	586	22,181	267	234	501	139	107	22,928	35.0%
	計	55,114	8,318	1,049	64,481	410	333	743	141	108	65,473	100.0%

## 2 産業廃棄物の現況

平成14年度の産業廃棄物処理施設及び処理実績は表91に示すとおりです。

中間処理では159.6万トン処理されていますが、このうち木くずや廃コンクリートなどのれき類をリサイクルする破碎施設は120施設と中間処理施設の45.1%を占め、その処理量も131.3万トンと中間処理量全体の82.3%を占めており、県内産業廃棄物のリサイクル率の向上に大きく寄与しています。また、焼却施設も合計で53施設が設置されており、産業廃棄物の減量化に貢献しています。

中間処理実績については平成13年度に比べ、18.4万トンの増加となっていますが、主にれき類の処理量が増加したことによるものです。その中でも平成8年度以降は処理業者による処理量が全体の8割を超える状況にあり、県内で発生する産業廃棄物の中間処理は、処理業者に大きく依存している状況にあります。

最終処分については、安定型処分場で8.6万トン、管理型処分場で52.7万トン、合計で61.3万トンが埋立処分されています。このうち、事業者の自社処分量が34.6万トンと、総埋立量の56.4%を占めています。

近年の最終処分量は、おおむね横ばい傾向にあり、また、事業者の自社処分や秋田県環境保全センターでの処分が多いことから、処理業者による処理量は最終処分量全体の25%程度にとどまっています。

全国的に最終処分場がひっ迫している状況にありますが、本県では、昭和51年10月に秋田県環境保全センターを設置しています。現在供用中のC区処分場は平成18年頃までの使用が見込まれますが、それまでにD区処分場を整備するため、平成15年度から工事に着手しており、平成18年度から使用開始の予定となっています。

ます。表92は環境保全センターにおける平成15年度の種類別処理量を示したものですが、その最終処分量は、事業者の自社処分量を除く県内埋立処分量の5割近くを占めており、県内事業所の産業廃棄物処理に大きな役割を果たしています。

過去5年間の県内における産業廃棄物の処理実績の推移について中間処理と最終処分の別にそれぞれ表93と表94に、また、そのうち県外からの搬入物に係る推移を表95に示していますが、平成15年に県外から搬入された産業廃棄物は、中間処理に15.4万トン、最終処分に3.8万トンの合計19.2万トンで、前年より7.1万トン増加していますが、その要因として、リサイクル関連施設等への搬入量が、増加量全体の85%を占める6万トン増加したことによるものです。

県外産業廃棄物の搬入量は、平成13年以降増加傾向にありますが、平成16年1月から施行している「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づき、事前協議を行うことなどにより、適正処理の確保を図るとともに搬入量の抑制にもつながるよう努めています。

表91 産業廃棄物処理施設数及び処理実績（平成14年度）

区分	施設の種類	事業者						処理業者						公共						合計						
		施設数(施設)		処理量(トン)			施設数(施設)		処理量(トン)			施設数(施設)		処理量(トン)			施設数(施設)		処理量(トン)			合計		処理量(トン)		
		合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	合計	県	秋田市	
中間処理	汚泥の脱水施設	46	25	21	108,504	72,116	36,388	17	11	6	6,417	1,320	5,097	3	0	3	669	0	669	66	36	30	115,589	73,435	42,154	
	汚泥の乾燥施設(機械)	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0
	汚泥の乾燥施設(天日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1,007	520	487	2	1	1	1,007	520	487	
	汚泥の焼却施設	3	1	2	33,401	0	33,401	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	5	2	33,401	0	33,401
	廃油の油水分離施設	2	2	0	68,531	68,531	0	3	3	0	4,515	4,515	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	73,046	73,046	0
	廃油の焼却施設	1	0	1	3,594	0	3,594	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	4	1	3,594	0	3,594
	廃酸・廃アルカリの中和処理施設	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3,080	3079,501	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3,080	3,080	0
	廃プラスチック類の破碎施設	0	0	0	0	0	0	12	9	3	26,239	400	25,839	0	0	0	0	0	0	0	12	9	3	26,239	400	25,839
	廃プラスチック類の焼却施設	1	1	0	191	0	191	13	12	1	3,266	0	3,266	0	0	0	0	0	0	0	14	13	1	3,457	0	3,457
	木くず又はがれき類の破碎施設	2	2	0	380	380	0	117	91	26	1,313,036	1,024,961	288,075	1	0	1	0	0	0	0	120	93	27	1,313,416	1,025,341	288,075
	コンクリート固化形施設	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8,392	8,392	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	8,392	8,392	0
	水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	シアンの分解施設	1	0	1	14	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	14	0	14
	焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック)	8	7	1	41	0	41	19	17	2	10,257	0	10,257	0	0	0	4,430	0	4,430	27	24	3	14,728	0	14,728	
	中間処理計	67	38	29	214,656	141,027	73,629	193	155	38	1,375,202	1,042,668	332,534	6	1	5	6,106	520	5,586	266	194	72	1,595,963	1,184,214	411,749	
最終処分	安定型処分場	0	0	0	0	0	0	9	4	5	85,881	32,037	53,844	0	0	0	0	0	9	4	5	85,881	32,037	53,844		
	管理型処分場	3	2	1	345,862	343,662	2,200	4	3	1	69,024	67,222	1,802	2	2	0	112,177	112,177	0	9	7	2	527,063	523,061	4,002	
	最終処分計	3	2	1	345,862	343,662	2,200	13	7	6	154,905	99,259	55,646	2	2	0	112,177	112,177	0	18	11	7	612,944	555,098	57,846	

注) 1 上表は「秋田県内」及び「秋田市内」の処理施設数(廃棄物処理法許可対象施設)と、それによる処理実績です。

2 秋田市分は、秋田市環境部の集計によるものです。

**表92 秋田県環境保全センター処理実績(平成15年度)**

(単位: t / 年)

種類	処理量	種類	処理量
燃えがら	12,228	ガラス及び陶磁器くず	34,937
無機汚泥	21,098	紙くず	1,630
鉱さい	5,913	木くず	19,294
がれき類	2,987	繊維くず	773
ばいじん	418	廃プラスチック類	7,185
有機汚泥	9,837	発砲スチロール	117
金属くず	5,600	合計	122,015

**表93 産業廃棄物中間処理実績**

(単位: t / 年)

区分/年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
事業者	130,947	56,580	140,400	219,039	214,656
(内秋田市分)	37,079	41,873	93,476	88,781	73,629
処理業者	771,246	1,045,320	1,444,325	1,187,176	1,375,202
(内秋田市分)	259,453	294,126	668,945	298,682	332,534
公共	1,262	1,590	820	5,814	6,106
(内秋田市分)	871	920	820	5,278	5,586
合計	903,455	1,103,490	1,585,545	1,412,029	1,595,963
(内秋田市分)	297,403	336,919	763,241	392,741	411,749

**表94 産業廃棄物最終処分実績**

(単位: t / 年)

区分/年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
事業者	417,272	398,476	299,677	331,854	345,862
(内秋田市分)	3,280	3,540	4,180	2,613	2,200
処理業者	233,061	185,704	201,170	143,509	154,905
(内秋田市分)	29,250	34,616	63,049	57,657	55,646
公共	103,376	112,284	127,854	125,669	112,177
(内秋田市分)	0	0	0	0	0
合計	753,709	696,464	628,701	601,032	612,944
(内秋田市分)	32,530	38,156	67,229	60,270	57,846

**表95 県外から搬入される産業廃棄物の処理実績**

(単位: t / 年)

区分/年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
中間処理	56,485	74,612	73,627	94,245	154,453
(内秋田市分)	1,962	4,109	4,701	1,425	23,711
最終処分	38,174	28,383	24,719	27,039	37,980
(内秋田市分)	0	0	3,340	8,564	22,927
合計	94,659	102,995	98,346	121,284	192,433
(内秋田市分)	1,962	4,109	8,041	9,989	46,638

### 3 廃棄物処理対策

#### (1) 監視指導の状況

廃棄物処理法は廃棄物の処理・処分や施設の維持管理などについて基準を定めています。県では、事業者や処理業者がこれらの基準を遵守するよう、重点的、計画的に監視指導を実施しており、平成15年度の実施状況は表96のとおりです。

また県では、産業廃棄物の保管、収集運搬、処分や一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設がこれらの基準に適合していない場合、その処理を行なった者や処理施設の設置者に対して、改善命令、措置命令や処理業の停止、処理施設の使用停止等の行政処分を行いますが、その状況は表97のとおりです。なお、一般廃棄物の保管や収集運搬、処分に係る行政処分は市町村の権限となっていますが、県でも協力・連携しながら適正処理の確保に努めています。

#### (2) 一般廃棄物の処理対策

循環型社会の構築に向けた普及啓発の取組については、地域実践活動に重点を置いた住民参加型のごみゼロあきた推進事業を広く展開しています。

一般廃棄物処理については、全般的に処理施設の老朽化、処理能力の低下等が見られることから、構造基準や維持管理基準への適合状況について監視指導を強化するとともに、維持管理の徹底と自主管理体制の強化、施設の計画的な整備について指導しています。

焼却施設については、ダイオキシン類の発生抑制のため、ごみの徹底した減量化・リサイクルを推進するとともに、平成11年3月に策定した「秋田県ごみ処理広域化計画」に基づき、図47のとおり県内を10ブロックに分割して、計画策定期23の施設を原則として全連続運転できる高度な排ガス処理設備を備えた11施設に集約することとし、平成29年頃までには広域化計画を完了することとしています。なお、大館周辺広域市町村圏組合では、平成17年8月の運転開始をめざしてPFI方式によるごみ焼却施設の建設が進められています。

最終処分場の維持管理については、市町村等施設の管理者に対し、地下水等の検査の確実な実施、検査実施後の結果報告等について指示するとともに、水質検査等の維持管理基準を遵守するよう指導しています。

し尿処理施設については、老朽化や能力低下に対応した新設や改造を指導するとともに、単にし尿の処理のみならず汚泥の堆肥化等再生利用を促進します。合併処理浄化槽については、生活排水対策として下水道等と並んで有効な手段であることから、国では昭和62年から補助事業を行っており、県でも平成3年に県費補助制度を創設し、市町村に対して普及促進を図るよう働きかけています。

#### (3) 産業廃棄物の処理対策

産業廃棄物については、排出事業者や処理業者の適正処理に対する認識の低さにより不法投棄や不適正な処理が行われ、県民の不信感や不安感を招いているため、監視体制の強化と排出事業者や処理業者に対する指導の徹底を図ります。

特に、不法投棄の防止を図るため、平成6年2月に県警察本部、海上保安部、(社)秋田県産業廃棄物協会等と設置した「秋田県廃棄物不適正処理防止対策等連絡協議会」を通じて関係機関との連携を図るとともに、平成12年度からは、県、県警察本部及び海上保安部による合同のスカイパトロールを実施しています。また、平成13年6月には、8保健所に16名の「廃棄物不法投棄監視員」を配置し、監視体制を強化しました。平成15年には、新たに事業所への立入調査権を付与した「環境監視員」に改め、人員22名、監視日数72日と増やし、さらに、平成16年からは、専用の監視車を配置し、人員28名、監視日数96日とするなど、監視体制の大幅強化を図っています。

一方、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用は、最終処分場の延命化にとどまらず、自然環境の保全を図る上からも重要な課題であることから、事業者が排出の抑制を進めながら産業廃棄物の処理技術の向上と研究開発に積極的に取り組むことを促進し、環境に対する負荷の軽減を図ります。

また、産業廃棄物処理施設は、迷惑施設として受け取られており、新たな設置が困難になっていますが、住民の理解を得ながら円滑に設置されるよう「廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づき、引き続き指導することとしています。

広域連携については、平成12年10月に開催された北東北知事サミットの合意に基づき、平成13年3月に第1次合意として「広域的な産業廃棄物対策を推進するための体制整備」、「三県連携した産業廃棄物不適正処理の監視指導」及び「災害廃棄物等に備えた県境を越えた広域的な処理体制の構築」について合意し、平成13年4月に3県が連携した監視体制の整備のため「北東北広域産業廃棄物対策連絡協議会」を設置するとともに、3県連携によるスカイパトロールなどを実施しました。また、平成13年8月には第2次合意として「県境地域における不法投棄等情報ネットワークの構築」及び「不法投棄等に関する隣県の業者、施設等への立入調査等の連携」について合意し、県境地域での不法投棄等を監視するため、各県関係機関による合同パトロールなどを実施しました。さらに、平成14年8月に開催された第6回北海道・北東北知事サミットにおいて、これまでの規制的手法に加えて、新たに経済的手法を活用した産業廃棄物対策を進めることで北東北3県が合意し、共同歩調により各県において産業廃棄物税条例と環境保全協力金の納入を盛り込んだ県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例を制定しています。

なお、埋立が終了した最終処分場の適正な維持管理を確保するため、平成10年6月の廃棄物処理法の改正により導入された維持管理積立金制度を既設施設にも適用すること等について、国に対し引き続き要望するとともに、能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策について国の財政支援が受けられるよう、産廃特措法の適用のための手続を進めています。

#### 4 産業廃棄物税条例と県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例

本県においては、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会を構築するため、「秋田県廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物の最終処分量を平成22年度までに半減させる目標などを定めています。

こうした目標を達成し、循環型社会を構築するためには、これまでの規制的手法に加えて、市場原理を活用した経済的手法が有効であるとの観点から、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めるこにより廃棄物の発生を抑制し、減量化やリサイクルを促進するための「産業廃棄物税条例」と、県外産業廃棄物の適正処理を一層促進するための「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を平成14年12月に制定し、平成16年1月から施行しています。

##### (1) 産業廃棄物税制度

「産業廃棄物税条例」に基づく産業廃棄物税制度は、本県の生活環境を保全するため、産業廃棄物の発生の抑制、減量化、そしてリサイクルなどの適正な処理促進に関する施策の費用に充てることを目的とし、産業廃棄物を最終処分場に搬入する場合に、産業廃棄物を排出した事業者の方に税を負担していただくこととしています。

税率は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円であり、最終処分場の経営者などが県の代わりに搬入量に応じた税を徴収し、申告納入します。

##### (2) 事前協議・環境保全協力金制度

「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づく事前協議・環境保全協力金制度は、県外で発生した産業廃棄物を県内で処分するための搬入について、事前協議制度を設けるとともに、その

処分や環境保全協力金に関する協定を定めることにより、産業廃棄物の適正処理を促進し、生活環境の保全を図ることを目的としています。

県外で発生した産業廃棄物を排出した事業者は、県内で処分するために搬入する産業廃棄物の種類・数量などについて、あらかじめ県と協議を行い、協定を締結していただくこととしていますが、協定の主な内容は、事前協議の内容に基づき産業廃棄物の適正処理を行うこと、また、県内に搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき、最終処分を目的とする場合は500円、中間処理を目的とする場合は200円、リサイクルを目的とする場合は50円の環境保全協力金を納入することです。

(3) 産廃税及び環境保全協力金を財源とした事業

平成15年度においては、リサイクル製品の普及拡大、トラックスケールの設置費補助、環境監視員の配置及び協力金システムの構築等の事業に充当しています。

**5 秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例**

本条例は、リサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的としており、平成16年4月1日から施行され、リサイクル製品認定制度が本格的にスタートすることとなっております。

## 産業廃棄物税と環境保全協力金の関係

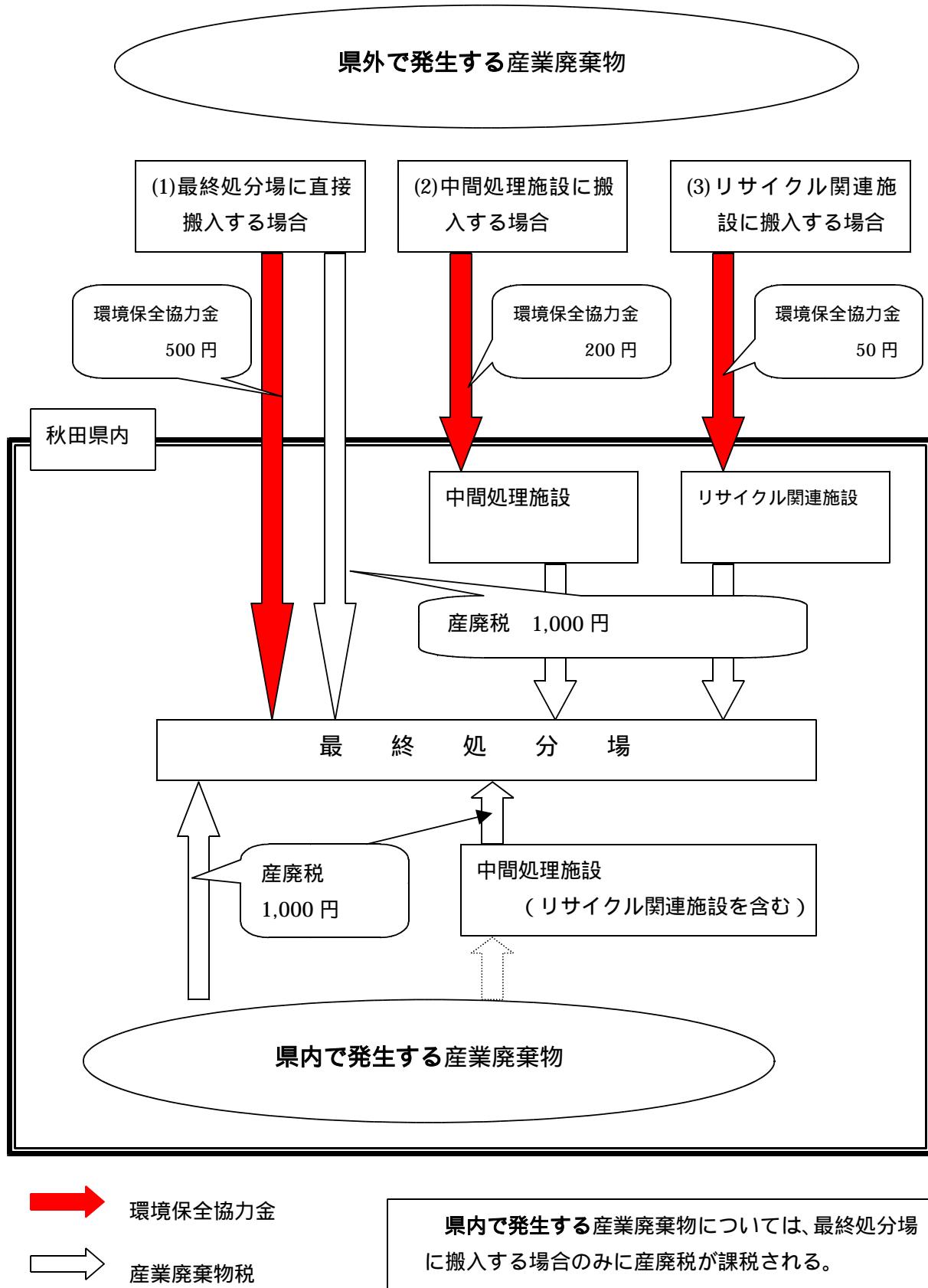


表96 平成15年度廃棄物関係監視指導状況

分類	施設	項目	監視指導件数		
			監視件数	指導件数	
				口頭	文書
一般廃棄物	し尿処理施設		16	0	0
	ごみ処理施設		26	4	0
	埋立処分場		32	4	0
	その他の施設等		20	1	0
	小計		94	9	0
産業廃棄物	特別管理産業廃棄物排出事業所	医療廃棄物排出事業所	61	17	0
		特定有害産廃排出事業所	91	28	0
		P C B 器機等保管事業所	82	45	1
		その他の事業所	41	9	1
	産業廃棄物排出事業所		120	40	15
	処理施設	事業者及び公共	66	12	0
		処分業者	343	80	14
	再生利用業の再生利用施設		0	0	0
	産業廃棄物収集運搬業者		64	21	7
	小計		868	252	38
浄化槽	浄化槽		246	4	3
	浄化槽保守点検業者		38	6	1
	小計		284	10	4
不法投棄監視			151	24	9
合計			1397	295	51

(注) 秋田市分を除く

表97 行政処分の状況

内容 / 年度	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
改善命令	1		5	5	4
措置命令		1			
処理業の停止		1			1
処理業の許可取消				4	2
処理施設の使用停止					
合計	1	2	5	9	7

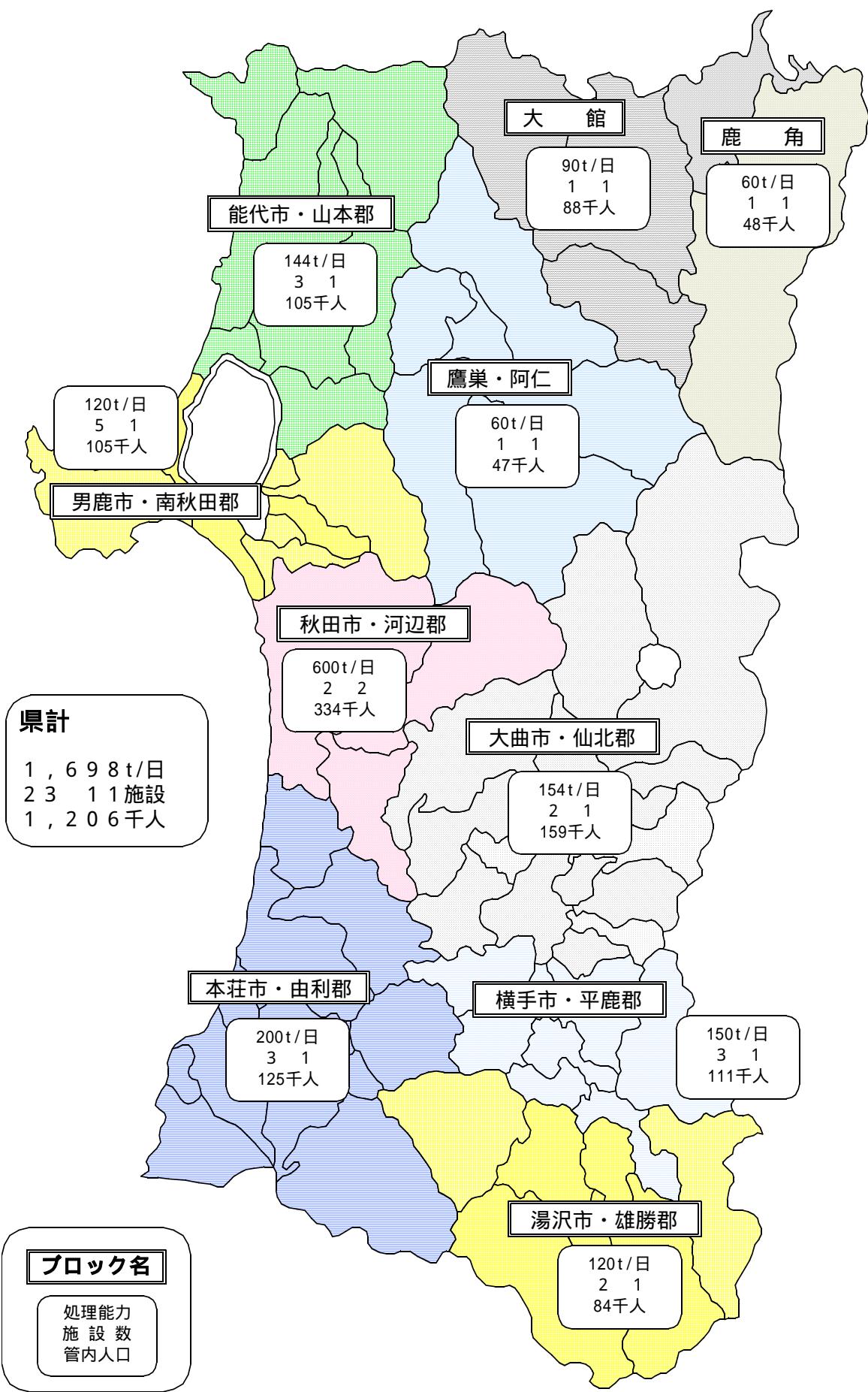


図47 秋田県ごみ処理広域化計画(10ブロック)

## 6 秋田県北部エコタウン計画

本県では、県北地域に廃棄物を原料とする新しいリサイクル産業を創出して、環境と調和したまちづくりを進めることを目的とした「秋田県北部エコタウン計画」に取り組んでいます。

計画の推進にあたっては、環境関連施策と整合性をとりながら、

廃棄物の発生抑制・減量化と再資源化

鉱業関連基盤を活用した新しい産業の創出

地域産業の連携による資源循環型産業の創出

新エネルギー産業の導入

等の施策を展開し、「豊かな自然と共生する環境調和型社会の形成」を目指しています。

当地域は、長年、鉱業で培われた、選鉱製錬技術・人材・施設を有しているほか、環境浄化用素材として活用可能な天然ゼオライト、珪藻土などの天然鉱物資源が大量に賦存している地域でもあります。

また、古くから基幹産業として発展してきた木材産業や農業から廃木材・農業用廃プラスチックなどが、さらには能代石炭火力発電所から石炭灰が恒常に発生しており、木材高度加工研究所や金属鉱業研修技術センターなどの試験研究機関により、その活用策が検討されているところです。

エコタウンのハード事業では、優れた鉱業関連基盤を活用した家電リサイクル事業やリサイクル製錬拠点形成事業などの施設整備が終了したほか、今年3月には廃プラスチックと廃木材を活用した廃プラスチック利用新建材製造事業が本格始動したところです。これらの事業を通じ、県北地域の広範なエリアに点在する地域産業の連携を図り、廃棄物等の有効活用や再資源化を積極的に進めていくこととしています。